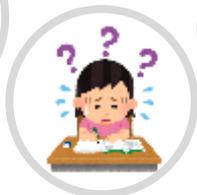


「いじめ・不登校・発達障害等相談」について

児童生徒のことで悩んでいませんか？



電話による相談



県教育センター
での対面相談



いじめや不登校で悩んでいる児童生徒、生活や学習場面で困りごとのある児童生徒について、相談者の必要に応じた教育相談を実施しています。児童生徒や保護者、学校・教職員の皆様が抱えるお悩みについて一緒に考えます。

こんなこともできます！

現在、様々な関係機関と連携を図りながら指導や支援を実施しているものの、改善がみられない困難事例には、教育センター所員が学校を訪問して助言することができます。

また、長崎大学等の専門機関の相談につなぐことができます。

※相談には、管理職と保護者の了承が必要です。



授業観察、面談を通じた
支援・助言



学校との情報共有
ケース会議における助言



過去の発達検査の結果を
もとにした支援の検討



専門機関での相談
公認心理師等相談



※しま地区5市町(対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町)は、下記の期間内に訪問します。

	第1期	第2期
申込締切	5月24日(金)	9月13日(金)
実施期間	6月中旬~7月中旬	10月中旬~11月



まずは電話で御相談ください

長崎県教育センター(特別支援教育研修班) 0957-53-1130

いじめ・不登校・発達障害等相談の手順について

【受付電話番号】
0957-53-1130

電話相談依頼（相談者）

相談形態の検討・協議（県教育センター）※来所型相談かそれ以外か

来所型相談

学校訪問型相談

関係機関と連携した訪問支援

申込票を提出 相談依頼校（園）→ 県教育センター
○申込票（学校・園用、保護者用）
○必要に応じて発達検査依頼書
※相談依頼校（園）が県教育センターHPからダウンロードし、作成
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は市町教育委員会を通して提出

実施日等の電話連絡
県教育センター → 相談依頼校（園）

相談形態等の電話連絡
県教育センター → 相談依頼校（園）

県教育センター

県教育センター

長崎大学

県教育センターとの実施日等の調整
[相談依頼校]

長崎大学との実施日等の調整・県教育センターへの連絡
[相談依頼校（園）]

決定通知（実施日等）の送付
県教育センター → 相談依頼校（園）
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は市町教育委員会を通して提出

県教育センターにて相談実施

相談依頼校（園）にて相談実施

公認心理師等
（※1）

利用報告書の提出
相談依頼校（園）→ 県教育センター
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は市町教育委員会を通して提出

必要に応じて、相談実施後、相談依頼校（園）と情報共有（県教育センター）
※公立幼・小・中・義務教育学校の場合は、市町教育委員会とも情報共有

（※1） 県教育センターでの来所相談後、相談内容によっては、公認心理師等につなぐこともできます。

しま地区5市町の申込受付と実施期間 （対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町及び新上五島町）

【電話申込締切日】
第1期
5月24日（金）まで
第2期
9月13日（金）まで

「申込書（様式1,2）提出締切日」
第1期
5月31日（金）県教育センター着
第2期
9月20日（金）県教育センター着

【実施】
第1期
6月中旬～7月中旬
第2期
10月中旬～11月下旬

※しま地区5市町以外の実施については、随時受付